

地域再生計画

1．地域再生計画の申請主体の名称

富山県婦負郡八尾町

2．地域再生計画の名称

八尾町地域文化創造都市再生整備計画

3．地域再生計画の取組を進めようとする期間

認定を受けた日から平成21年3月まで

4．地域再生計画の意義と目標

八尾町が有する「おわら風の盆」や「曳山祭」は、我が国の進路である「観光立国」を実現する日本ブランドとなり得る伝統芸能・文化であるが、少子・高齢化し、空洞化した八尾町の中心市街地の現状では、新たな担い手を確保しない限り、これらの地域文化資産の保存伝承が困難な状況にある。

また、祖父岳、御鷹山、室牧ダム、野積川等の観光資源や獅子舞等の伝統文化、ごう汁、手打ちそば等の食文化を有する「越中八尾スロータウン特区」の認定を受けた中山間地域においても、次代を担う子供たちの教育に支障をきたすような著しい少子化の進展と木造校舎等の老朽化による課題解決のため、平成15年4月1日から下笹原小学校、室牧小学校、野積小学校、仁歩小学校を中心市街地の八尾小学校と統合し、新生八尾小学校に再編している。

このような状況を踏まえ、本計画において、歴史的な街並みや伝統文化、日本の原風景的な風土を地域資源に、八尾町全体を「日本の駅・八尾」として位置付けし、地域再生に係る支援措置を活用して、

学校再編により廃校となった室牧及び野積小学校の校舎等を転用リニューアルして「越中八尾スロータウン特区」の特定事業を積極的に展開しつつ、高齢者や子ども達が中心市街地や中山間地域の枠組みを越えて互いに連携・参加する伝統文化の保存伝承活動や自然環境保全活動等を推進するなど、共生社会を支える市民活動等の拠点施設へと再生する少子・高齢化対策施設整備事業等を実施し、

八尾町全体の文化水準の維持向上を図ること等を目的に「文化芸術による創造のまち支援事業」を実施し、

町の玄関口である老朽化した駅舎を含む八尾駅周辺地区や「おわら風の盆」の舞台となる旧市街地の再生を目的とする都市再生整備計画を策定し、創

設されたまちづくり交付金を活用して交通機能や商業機能の再生、コミュニティ機能や情報発信機能を強化する等を目指した「日本の駅・八尾」スロータウンステーション整備事業を実施する。

上記の取組を通じて、伝統文化の保存再生、新たな芸術文化の創造などによる魅力的なオンリーワンの観光基盤を構築し、我が国の観光立国の振興に基づいて、日本全国はもとより、諸外国からも訪れる１００万人交流者の実現によって地域経済の活力を取り戻すことを目標とするものである。

５．地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

オンリーワンの観光基盤や文化芸術環境の整備につながる本地域再生計画の実施が八尾町に及ぼす経済的社会的効果については次のとおりである。

（１）少子・高齢化対策施設整備事業の実施

地区住民、地区団体の活力とそれぞれ地区が有する資源や特性を活かしながら農林業等の地域産業の振興、観光・レクリエーションの振興、地域文化の振興が図られる。

構造改革特区「越中八尾スロータウン特区」の目標達成（H20）

獅子舞、御鷹山太鼓等の郷土芸能の伝承保存

（２）八尾町文化芸術による創造のまち支援事業の実施

中心市街地及び中山間地域の共通の課題である地域活力・地域経済を再生するための多様な担い手の確保や八尾町の重要な文化芸術資産を保存・再生・創造するための人材育成が図られる。

スロータウン美術展の開催

環日本海交流の架け橋となる中国人留学生等との国際交流（５０人）

（３）八尾駅周辺整備に係る都市再生整備計画の策定

１００万人の交流者が訪れる「日本の駅・スロータウンステーション」に相応しい都市再生整備計画を策定し、まちづくり交付金事業を実施することによって、交流者の利便性の向上や増加が図られる。

また、都市基盤整備と足並みを揃えて取組まれるＴＭＯ事業等の実施により活力ある商業基盤の再生が図られる。

観光客入込み数 ６５万人 → １００万人（H20 見込み）

中心市街地地元購買率 ６．３％ → ２０％（H20 見込み）

商品販売額 １５３億円 → ２００億円（H20 見込み）

6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

- ・ 1 0 4 0 1 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
- ・ 1 0 4 0 2 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置
- ・ 1 0 8 0 1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- ・ 1 0 8 0 3 文化芸術による創造のまち支援事業の活用（モデル事業）
- ・ 2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設

7. 構造改革特別区域の規制の特例措置により実施する取組その他の関連事業

その他の関連事業として八尾町地域文化創造都市再生整備計画の意義及び目標を達成するために八尾町が自ら行う事業は次のとおりである。

- （ 1 ）廃校とする下笹原小学校・仁歩小学校跡地における少子・高齢化対策事業等の実施
- （ 2 ）越中八尾スロータウン特区に係る特定事業の推進
- （ 3 ）地域を再生するNPO等の民間団体設立及び活動支援
- （ 4 ）日本ブランド発信交流事業の実施（国際交流員等と子供たちとの交流）
- （ 5 ）商工会、民間企業、TMO、地元商店組合等により商業機能の再生

8. その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

な し

別 紙

支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙 - 1

1. 支援措置の番号及び名称

10401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

2. 当該支援措置を受けようとする者

富山県婦負郡八尾町

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

野積地区から学校再編に係る地区要望として地区住民の求心力となり、異世代交流が更に深まることや、地区イベントの内容充実を行うことで地区内外からの来訪者を迎えることができる活性化拠点施設の整備が要望されたことを受けて、町では、地域の少子・高齢化社会を支える保健福祉型かつ共生社会を支える市民活動型の拠点施設とするために野積小学校を「のづみ異世代交流館」（仮称）に転用することとしました。

野積小学校は、昭和31年に建設された木造2階建て校舎及び平成7年度に改築した屋内運動場と増築した木造平屋建ての音楽室棟からなり、校舎本体は老朽化が著しいことから取壊すこととし、音楽室棟を活用して郷土資料室、研修室、異世代交流室、ホール、IT室、調理室等に増改築することとしています。構造については、ユニバーサルデザインを取り入れた地域材等を利活用した木造平屋建てで、施設への進入路拡張や駐車場等の周辺整備を同時に行うこととしています。

公立学校施設整備費補助金 115,422 千円、義務教育施設整備事業債 108,300 千円、一般財源 21,882 千円により平成7年度に改築した屋内運動場については、補助事業完了後10年以内の施設であり、既存のまま使用することとしています。義務教育施設を廃校し、転用することから10401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除及び10801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化に係る支援措置を受けるため地域再生計画を認定申請することとしました。

野積地区では、野積地区自治振興会を運営主体に平成5年から地域おこし事業として開催する全国の溪流釣り愛好者が集うヤマメ釣り大会や獅子舞等の伝統文化を披露する「野積川清流フェスティバル」、平成11年に棚田100選に認定されてから実施する田植えから稲刈りまでの稲作体験交流事業の取組みを更に拡大し、富山の自然百選に選ばれた「祖父岳」、中部北陸自然歩道の「夫婦

山」、清流「野積川」の自然環境保全や花街道づくり等の環境美化活動にも積極的に取組んで、豊かな自然環境との共生、伝統文化の保存継承、都市との共生・対流、地産地消を推進し、構造改革特区「越中八尾スロータウン特区」の目標である農地の取得面積要件の緩和からの新規就農者の確保、農家やNPO法人による市民農園の開設、訪れた人がゆっくりと休暇を過ごせる農家民宿など、「スローライフがおくれるむらづくり」を推進し地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標を達成して地域活力や地域経済の再生を目指すこととしています。

(1) 繰上償還を不用とする地方債の資金区分

- ・ 資金運用部資金（平成 9 年 2 月 2 8 日借入）
- ・ 義務教育施設整備事業（建物分）
- ・ 義務教育施設整備事業債借入額 1 0 8 , 3 0 0 千円
- ・ 据置期限 平成 1 1 年 9 月 2 5 日
- ・ 償還期限 平成 3 3 年 9 月 2 5 日
- ・ 平成 1 5 年度末未償還残高 9 1 , 3 5 4 千円

別紙 - 2

1. 支援措置の番号及び名称

1 0 4 0 2 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置

2. 当該支援措置を受けようとする者

富山県婦負郡八尾町

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

八尾町では、急速な少子・高齢化が進展する中で、中山間地域の児童数の著しい減少と校舎等の老朽化による課題解決のため、地区との協議を行い、平成15年4月1日より、八尾小学校・野積小学校・室牧小学校・下笹原小学校・仁歩小学校を再編して、新生八尾小学校として再出発しました。

平成16年度に廃校による条例改正を行うこととし、室牧小学校という地区のシンボルを失うことに対する地区からの活性化拠点施設の要望に応えるため、本支援措置の認定を受けて、昭和29年建設の木造校舎については老朽化していること及びユニバーサルデザインに係る施設計画上から取壊し、昭和40年建設の鉄筋コンクリート造り3階建て校舎については、耐震補強工事及び車椅子用エレベーター設置工事並びに漏水対策工事等を施工し、屋内運動場はそのままに外用倉庫を増改築し、教室等を事務室、研修室、集会室、郷土資料室、コンピュータ室等に改修して少子・高齢化対策に係る共生社会を支える市民活動機能や地区再生機能を持たせて転用リニューアルし、昭和38年に町単独事業で建設したプールを取壊して駐車場（身障者用含む）及び進入路造成等の周辺整備工事を行うこととしています。

運営主体となる室牧地区活性化推進協議会では、すべての人が自立して生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現することを目的に、地域を支える人づくりや後継者を育成・支援し、室牧地区が有する資源や特性を活かしながら、農林業等の地域産業の振興、観光・レクリエーションの振興、地域文化の振興などを総合的に展開し、構造改革特区「越中八尾スロータウン特区」の目標達成を目指しており、平成2年からの「室牧田楽・ごう汁まつり」を拡充開催し、御鷹山太鼓や獅子舞等の郷土芸能の保存伝承、中心市街地の日本の道百選に選定されている諏訪町の子供達との交流会、民謡教室、スローフードの研究開発、農家民泊宿推進事業等を積極的に展開することとしています。

別紙 - 3

1. 支援措置の番号及び名称

10801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

2. 当該支援措置を受けようとする者

富山県婦負郡八尾町

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

八尾町では、当該支援措置を受けて、平成16年度に廃校とする室牧小学校及び野積小学校の校舎等を転用リニューアルして、本地域再生計画の意義及び目標と合致した地域の少子・高齢化社会を支える保健福祉型、共生社会を支える市民活動型の拠点施設へと再生することとしています。

廃校となる両小学校の校舎等の活用は、新たに用地を確保し、新たに施設を建設するよりも事業費的にも事業期間的にも効率的であることや学校再編に伴う地区からの廃校校舎等の活性化拠点施設への転用要望とも合致しています。

当該支援措置を受けて野積小学校は、のづみ異世代交流館（仮称）に、室牧小学校は、むろの里ふれあい館（仮称）へと転用リニューアルすることとし、本地域再生計画の意義及び目標である高齢者や子ども達が中心市街地や中山間地域の枠組みを越えて互いに連携・参加する「おわら風の盆」「曳山祭」「獅子舞」等の伝統文化の保存伝承活動や野積川等の自然環境保全活動等を推進し、「越中八尾スロータウン特区」の特定事業を積極的に展開し、グリーンツーリズムの推進やスローライフを求める都市住民との共生・対流を進めることにより交流人口を拡大して、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図ることとしています。

（1）のづみ異世代交流館

野積地区から学校再編に係る地区要望として地区住民の求心力となり、異世代交流が更に深まることや、地区イベントの内容充実を行うことで地区内外からの来訪者を迎えることができる活性化拠点施設の整備が要望されたことを受けて、町では、地域を再生し、少子高齢化社会を支える保健福祉型拠点施設とするために野積小学校を「のづみ異世代交流館」（仮称）に転用することとしました。

野積小学校は、昭和31年に建設された木造2階建て校舎及び平成7年度に改築した屋内運動場と単独事業で増築した木造平屋建ての音楽室棟からな

り、校舎本体は老朽化が著しいことから取壊すこととし、既存の音楽室棟を活用して郷土資料室、研修室、異世代交流室、ホール、ＩＴ室、調理室等に増改築することとしています。構造については、ユニバーサルデザインを取り入れ、地域材等を利活用した木造平屋建てで、施設への進入路拡張や駐車場等の周辺整備を同時に行うこととしています。

既存の屋内運動場については、現在の状態でそのまま使用することにしてありますが、本施設は、昭和３１年に建設された屋内運動場が老朽化したため平成７年度の公立学校施設整備費補助金 115,422 千円を得て改築した施設で、経過年数については、国庫補助事業完了後７年を経過したところであり、国庫納付金を不用とする本支援措置の認定を受けて野積地区自治振興会を運営主体とする「のづみ異世代交流館」(仮称)の介護予防・健康増進ゾーン及び異世代交流ゾーンに無償で転用することとしています。

(２) むろの里ふれあい館

室牧地区から学校再編に係る地区要望として、少子・高齢化社会に対応し、地域コミュニティを活性化する住民生活の拠点となり、地域のシンボルとなる拠点施設の整備が要望されたことを受けて、町では、地域を再生し、共生社会を支える市民活動拠点施設とするために室牧小学校を「むろの里ふれあい館」(仮称)に転用することとしました。

昭和２９年建設の木造校舎については老朽化していること及びユニバーサルデザインに係る施設計画から取壊し、昭和４０年建設の鉄筋コンクリート造り３階建て校舎については、耐震補強工事及び車椅子用エレベーター設置工事並びに漏水対策工事等を施工し、屋内運動場はそのままに外用倉庫を増改築し、教室等を事務室、研修室、集会室、郷土資料室、コンピュータ室等に改修して少子・高齢化対策に係る共生社会を支える市民活動機能や地区再生機能を持たせて転用リニューアルし、昭和３８年に町単独事業で建設したプールを取壊して駐車場(身障者用含む)及び進入路造成等の周辺整備工事を行うこととしています。

転用する鉄筋コンクリート造りの校舎については、昭和４０年度の公立学校施設整備費補助金 7,433 千円を得て建設したもので、国庫補助事業完了後３８年を経過したところであり、昭和５３年度の公立学校施設整備費補助金 26,551 千円を得て改築した屋内運動場についても２５年を経過したところであり、両施設ともに耐用年数に至っていないことから国庫納付金を不用とす

る本支援措置の認定を受けて室牧地区活性化推進協議会を運営主体とする「むろの里ふれあい館」(仮称)へ無償で転用リニューアルすることとしています。

別紙 - 4

1. 支援措置の番号及び名称

10803 文化芸術による創造のまち支援事業の活用（モデル事業）

2. 当該支援措置を受けようとする者

富山県婦負郡八尾町

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

八尾町が有する「おわら風の盆」や「曳山祭」は、我が国の進路である「観光立国」を実現する日本ブランドとなり得る伝統芸能であるが、少子・高齢化し、空洞化した八尾町の中心市街地の現状では、保存伝承が困難な状況にある。

このことから、平成15年度から16年度にかけて取りまとめる八尾町伝統芸能保存活用検討委員会からの報告を受けて、八尾町の文化水準の維持向上を図るとともに、平成8年から開催されている八尾町の新しい文化を創造する「坂のまちアート」や八尾町文化協会等の様々な文化活動に参加する芸術家達や次代を担う子ども達のための文化芸術環境の醸成を目的に本支援事業の採択を受けて八尾町「文化芸術による創造のまち支援事業」の実施したい考えである。

本支援事業の実施計画の柱は、八尾町の地域活力・地域経済の再生に繋がる八尾町の重要な文化芸術資産を保存・再生・創造するための人材育成事業及び発信交流事業の実施であり、本支援事業を実施することにより「おわら風の盆」や「曳山祭」といった八尾町固有の伝統文化水準の維持向上や「坂のまちアート」等の新しい芸術文化をさらに創造発展させることができる。

また、保存・再生・創造する人材の発掘や後継者育成について中心市街地や中山間地域といったこれまでの地域性や世代を超えた様々な文化活動を通じて住民が主体となって交流し、日本の心のふるさと「やつお」を守り育てるという理念を共有した八尾町の文化芸術環境が醸成できる。

< 事業案 >

（1）人材育成事業

・スロータウン美術展 2004 開催事業の実施

（2）発信交流事業

・「ふるさとを知り、ふるさとを語り、ふるさとを歌う Part 1」

・「ふるさとを知り、ふるさとを語り、ふるさとを歌う Part 2」

別紙 - 5

1. 支援措置の番号及び名称

212028 まちづくり交付金の創設

2. 当該支援措置を受けようとする者

富山県婦負郡八尾町

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

通年観光型都市を目指して平成10年度に策定した八尾町中心市街地活性化基本計画に基づいて、現在まちづくり総合支援事業の採択を受けた都市計画道路八尾駅上井田新線道路改良事業及び地域生活基盤整備事業を進めています。

八尾町中心市街地活性化総合対策事業の総決算である駅舎や駐車場等を含むJR 八尾駅周辺地区等の再生については、平成16年度に質の高い生活空間や地区の歴史的資源・観光資源を活かしつつ、八尾町全域を連携させた交流機能と良好な生活環境整備を図るための都市再生整備計画を策定し、創設された「まちづくり交付金」を活用して、平成17年度以降に交通機能や商業機能の再生、コミュニティ機能や情報発信機能を強化する等の八尾駅周辺整備事業を「日本の駅・八尾」スロータウンステーション整備事業として総合的に実施することを検討する。